

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

（平成２７年度～平成３６年度）

西 桂 町

目 次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

- 1 計画の概要
 - (1) 法的根拠
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
 - (4) 計画対象地域

第2章 町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～5

- 1 町の概況
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 面積と土地利用
 - (3) 人口
 - ①人口及び世帯数の推移
 - ②年齢構成
 - (4) 産業
 - ①産業別就業者数の推移
 - ②産業別生産額の動向
 - (5) 事業所数・従業者数

第3章 ごみ処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～18

- 1 ごみ処理の現状と課題
 - (1) ごみの分別種類
 - (2) ごみの収集体制
 - (3) ごみ処理の体制
 - (4) ごみ排出量の実績
 - (5) ごみ処理の課題
- 2 ごみ処理基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
- 3 ごみの発生量及び処理量の見込み
 - (1) 将来人口の見込み
 - (2) 排出抑制及び再生利用に関する目標
- 4 ごみの排出抑制・減量化のための方策に関する事項
 - (1) 4Rの推進
 - (2) 普及啓発・環境教育の充実
- 5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみの収集運搬及び処理に関する基本的事項

6 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化

(2) 廃棄物・リサイクル関連法への対応

(3) 災害廃棄物対策

(4) 不適正処理・不法投棄対策

第1章 計画の概要

1 計画の概要

(1) 法的根拠

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により策定を行うものである。

また、本計画で定めるべき事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項により次のとおりとなっています。

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本町が総合的・長期的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでに必要な基本事項を定めるものです。

本計画は、「西桂町長期総合計画」等の上位計画や関連計画との整合を図りつつ、本町の一般廃棄物（ごみ）処理行政の最上位計画に位置する計画です。

廃棄物問題への対応策は、単に廃棄物だけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変動があった場合や、国や山梨県における一般廃棄物処理の方針変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

(4) 計画対象地域

本計画の対象区域は、西桂町全域とします。

第2章 町の概要

1 町の概況

(1) 位置と地勢

当町は、山梨県の南東、南都留郡のほぼ中央部にあり、北と東は都留市、南は富士吉田市、西は富士河口湖町とそれぞれ境を接し、東京都心からほぼ100 km圏内に位置しています。

総面積15.18 km²、このうち約8割が山林で、富士箱根伊豆国立公園・三ツ峠、倉見山など急峻な山々に囲まれています。

町域の中心部は、平坦地で中央自動車道（富士吉田線）および国道139号と富士急行線が東西に縦断し、首都圏や甲府盆地からの広域的アクセスは良好です。

(2) 面積と土地利用

町域の約7割が森林で占められ、北部は三ツ峠をはじめとする急峻な山地（御坂山地）、南部は倉見山など道志山塊となっています。

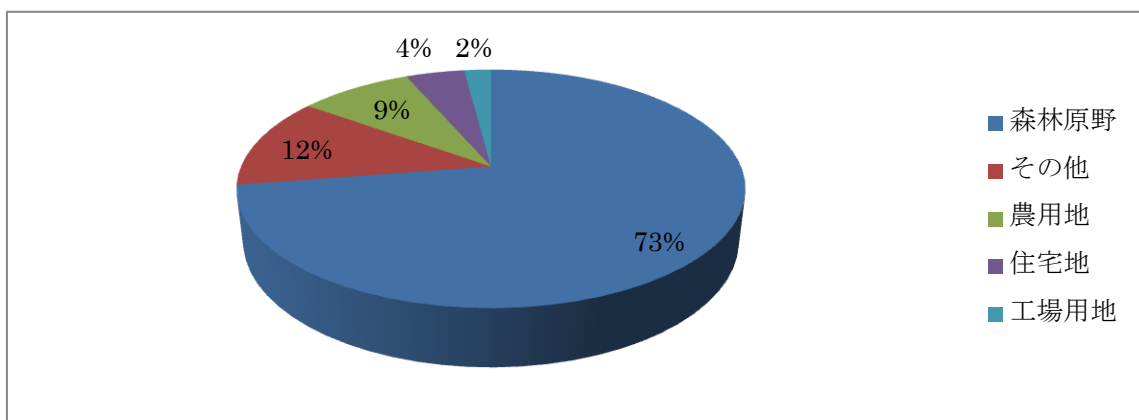
森林については、山頂付近は落葉樹、山腹はスギ・ヒノキ等の針葉樹の植林地が多くを占めます。

三ツ峠と倉見山の間に幅約2km程度の帯状平坦地が広がり、山中湖を源とする桂川が南西から北西にながれ、他に中野川、欄干川、柄杓流川、湯之沢川、唐沢川、厄神川などの支流があります。

集落及び耕地はこの限られた平坦地に集中し、住宅は比較的まとまりのある分布となっています。また、農地は柿園地区や倉見地区にまとまって残っています。

なお、既存市街地は密集度が高く、織物業・電子機器製造業などの工場も立地する住工混在となっています。

土地利用の状況（平成24年）



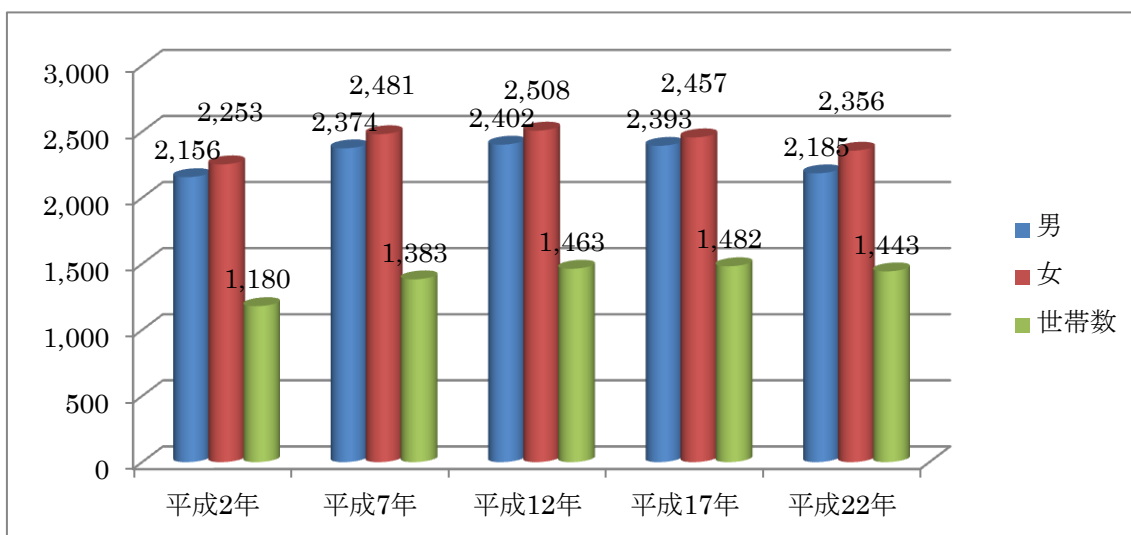
参考：市町村統計

(3) 人口及び年齢構成

①人口及び世帯数の推移

本町の人口（国勢調査）は、平成12年の4,910人をピークに減少傾向が続いております。また、世帯数（国勢調査）は平成17年の1,482世帯をピークに減少傾向が進んでいますが、核家族化の影響により人口より緩やかな減少となっています。

人口及び世帯数の推移

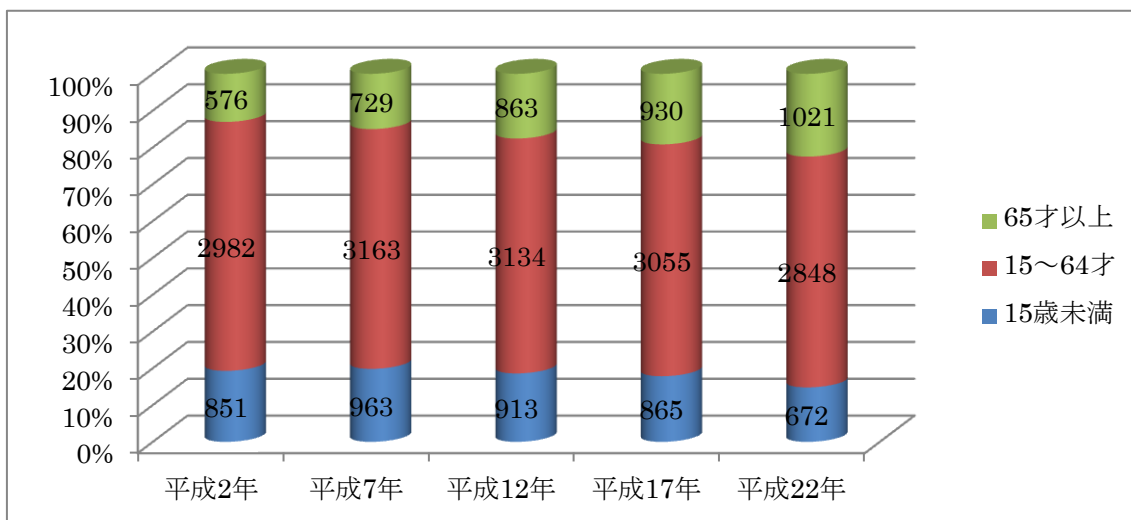


参考：国勢調査

②年齢構成

年齢別人口の構成比率をみると、15歳未満及び15～64才の人口は平成7年をピークに減少しており、65才以上の人口は年々増加傾向にある。

年齢別人口の推移



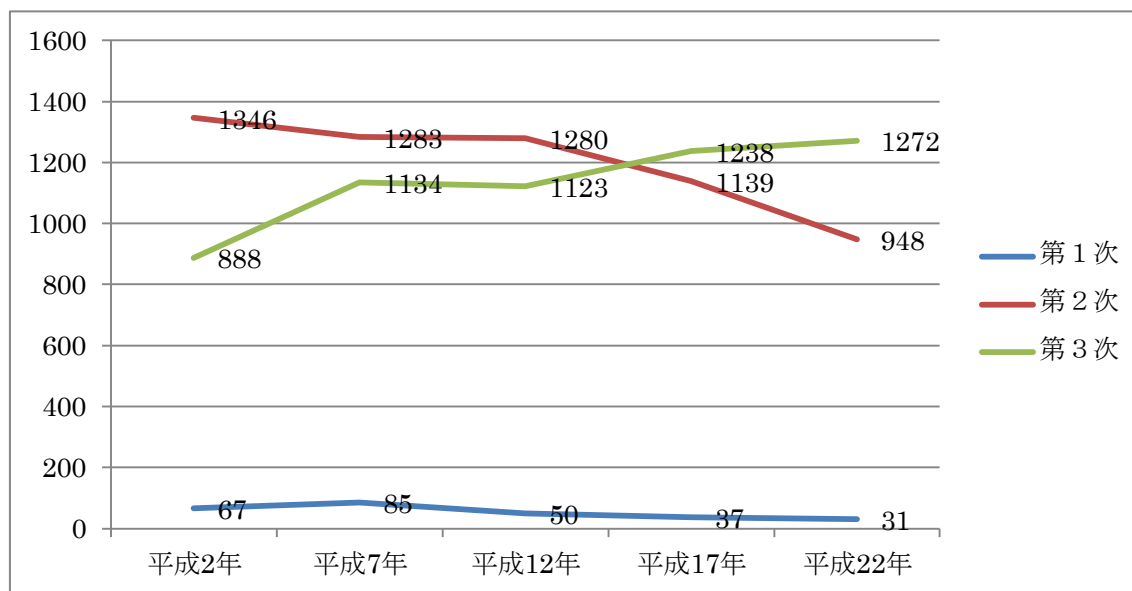
参考：国勢調査

(4) 産業

①産業別就業者数の推移

就業人口の推移についてみると、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

産業別就業者数の推移

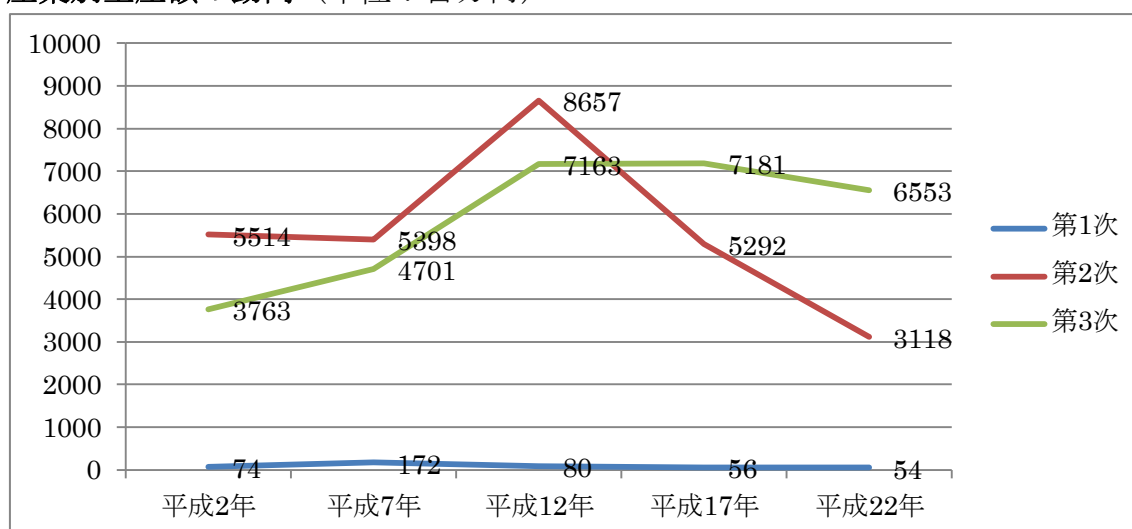


参考：国勢調査

②産業別生産額の動向

産業別生産額について見ると、全体的に減少傾向にあるが、特に第2次産業が減少の傾向にある

産業別生産額の動向（単位：百万円）

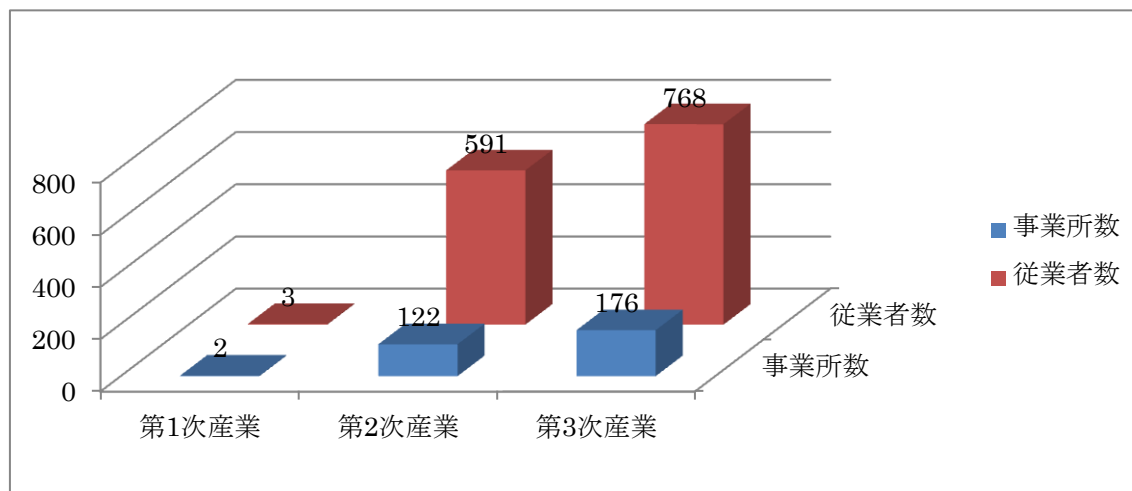


参考：市町村民所得推計

(5) 事業所数・従業者数

町内には、第2次産業及び第3次産業を中心として300の事業所が存在し、従業者数は1,362名となっています。

産業別事業所数・従業者数



参考：H21 経済センサス基礎調査 山梨県統計データバンク

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの分別種類

本町における分別の区分は、大きく「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」及び「資源ごみ」とし、収集の対象は、家庭から出るごみとします。また、区分内容については、法制度等の変更等により新たに資源化できる場合には順次検討していきます。

表1 ごみ・資源ごみの区分

ごみの区分		内容
可燃ごみ		厨芥類・紙類・木くず・台所ごみ、プラスチック製品等
不燃ごみ		耐熱ガラス・板ガラス・金属類・セトモノ類・その他
粗大ごみ		家具・ふとん・自転車・家庭用ストーブ・マットレス・ガスレンジ・家電（家電リサイクル法除く）等
資源ごみ	カン類	アルミ缶・スチール缶
	ビン類	無色のビン・茶色のビン・その他の色のビン
	ペットボトル	ジュース等のペットボトル
	紙類	ダンボール・新聞、チラシ・雑誌、雑紙・書籍・紙パック・紙製容器・発泡トレー

(2) ごみの収集体制

本町の平成26年度のごみ・資源物の分別排出方法を表2に示します。

粗大ごみについては、尾尻町有地において行う収集、又は、富士吉田美化センターへ持込むことになっています。

また、引越しや大掃除、植木の剪定等により一時的に多量に出るごみについては、排出者自らが富士吉田市美化センターに持ち込むことになっています。

なお、家庭系のごみでも一時多量ごみや処理困難物、事業系一般廃棄物などは、町では収集せず、表3のとおり対応します。

事業系一般廃棄物については、自己搬入または許可業者による処理とし、回数随時とします。

表2 ごみ・資源ごみの分別排出方法

ごみの区分		収集方式	収集頻度	排出容器
可燃ごみ		ごみステーション	3回／週	指定なし
不燃ごみ		ごみステーション 付属のコンテナ	1回／週	コンテナ
粗大ごみ		尾尻町有地への直接搬入	4回／年 (6・9・12・3月)	
		美化センターへの直接持込	随時	
資源ごみ	カン類	ごみステーション 付属のコンテナ	1回／週	コンテナ
	ビン類	ごみステーション 付属のコンテナ	1回／週	コンテナ
	ペットボトル	ごみステーション	1回／週	
	紙類	ごみステーション	1回／週	紙紐で縛る

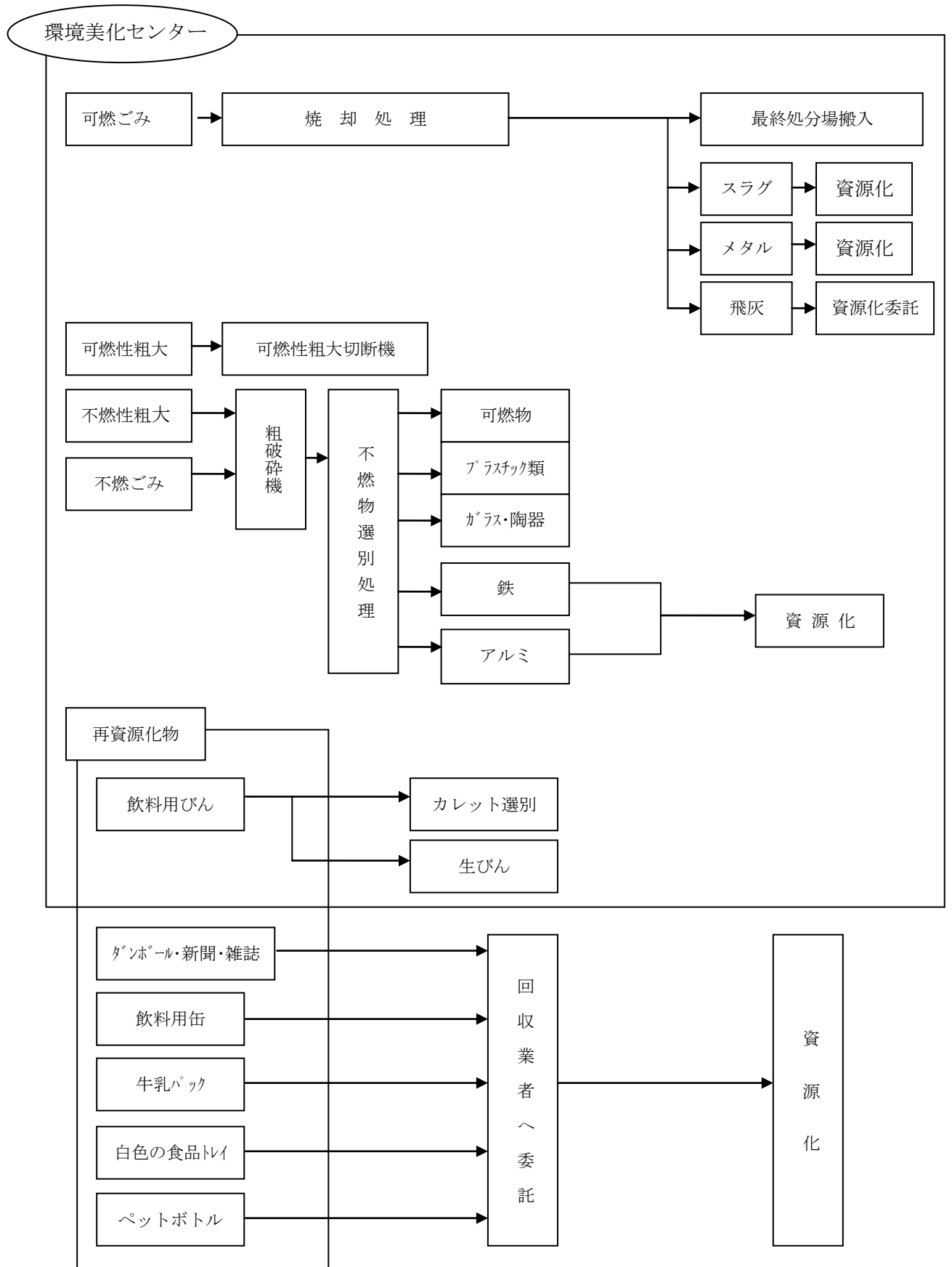
表3 町が収集しないごみの分別区分と収集・処理の方法

分別区分		ごみの種類	収集・処理方法
家庭系	一時多量ごみ	家庭で引越し、大掃除等で一時的に出た多量ゴミ	富士吉田市美化センターへ直接搬入する。
	処理困難物	建設廃材、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ等	販売店、工事業者、スクラップ業者等取扱い業者で適切に処理する。
事業系	事業系一般廃棄物	事業所、商店などから出る一般廃棄物（一般廃棄物と合わせて処理できる産業廃棄物も対象とする）	富士吉田美化センターへ搬入する場合には、自らまたは収集運搬許可業者に依頼して行う。

（３）ごみ処理の体制

本町では、「西桂町と富士吉田市の間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約」により、「富士吉田環境美化センター」においてごみ処理を行っています。

ごみ処理フロー



（４）ごみ排出量の実績

①ごみ区分の定義

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者自身による処理や、資源化業者による資源回収（古紙類等）、住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって処理されているもの（潜在ごみ）については、実数として捉えることが困難なことから、これらを除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「家庭系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

また、「家庭系ごみ」のうち「家庭排出ごみ」は「家庭系ごみ」から資源ごみを除いた値とします。

②ごみ排出量の推移

本町における過去５年間のごみ排出量の推移は次表に示すとおりです。

家庭系ごみは減少傾向にあり、またその中でも資源ごみの比率は年々着実に増加しており、リサイクルに対する意識が浸透しつつあるといえます。この状況が今後も続いていくような施策を実施していく必要があります。

一方で事業系ごみは増加の一途をたどっており、排出事業者へのごみの排出量の減少に関する協力、指導を行っていく必要があります。

表４ ごみ排出量の推移（単位：t）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
処理対象人口 (10 月 1 日現在)	4,819	4,781	4,748	4,687	4,670
家庭系ごみ	1,544.38	1,495.10	1,467.39	1,471.84	1,475.12
可燃ごみ	1334.15	1297.47	1288.46	1305.08	1316.45
不燃ごみ	55.11	57.62	52.24	52.41	57.12
可燃粗大	12.25	10.64	8.97	9.61	9.43
不燃粗大	6.79	4.36	7.17	6.87	5.27
資源ごみ	136.08	125.01	110.55	97.87	86.85
カン	18.95	17.96	17.02	13.09	14.28
ビン	34.74	37.33	34.81	35.41	34.99
ペットボトル	1.99	2.00	1.87	2.96	2.55
新聞紙	51.20	43.11	34.93	32.73	26.32
雑誌	18.57	14.56	13.37	11.30	8.70
ダンボール	10.24	9.72	8.35	2.17	0.00
紙パック	0.39	0.33	0.20	0.22	0.01
事業系ごみ	41.31	46.71	39.05	51.01	63.94
可燃ごみ	39.37	45.66	38.9	49.54	63.04
不燃ごみ	0.19	0	0	0	0
可燃粗大	0.79	0.96	0.15	1.11	0.9
不燃粗大	0.96	0.09	0	0.36	0
ごみ排出量	1,585.69	1,541.81	1,506.44	1,522.85	1,539.06
資源化率 家庭系	8.6	8.1	7.3	6.4	5.6
資源化率 全体	8.8	8.4	7.5	6.6	5.9

③ 1人1日ごみ排出量の推移

本町における過去4年間の1人1日ごみ排出量の推移は、表5に示すとおりです。平成25年度については事業系ごみの増加が要因となり、前年に比して増加していますが、家庭系ごみの排出量については概ね横ばい傾向です

表5 1人1日ごみ排出量の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処置対象人口(10月1日現在)	4,819	4,781	4,748	4,687	4,670
ごみ排出量(t/年)	1,585.69	1,541.81	1,506.44	1,522.85	1,539.06
家庭系ごみ排出量(t/年)	1,544.38	1,495.10	1,467.39	1,471.84	1,475.12
事業系ごみ排出量(t/年)	41.31	46.71	39.05	51.01	63.94
1人1日ごみ排出量(g/人・日)	901.50	883.52	869.26	890.16	902.91
家庭系ごみ排出量(g/人・日)	878.02	856.76	846.72	860.35	865.40
事業系ごみ排出量(g/人・日)	23.49	26.77	22.53	29.82	37.51

(5) ごみ処理の課題

地球温暖化などの地球環境への負担の軽減を図るため、資源の有効利用やごみの減量化、資源のリサイクルを推進していく必要があります。

これらの取り組みは、地域や組織、各家庭での生活様式の見直しによる解決が重要なことから、生活の中で出来る限り資源やエネルギーの無駄遣いをしない取り組みが重要となっています。

①家庭系ごみの発生抑制

本町の家庭系ごみの排出量は総じて減少していますが、その中では可燃ごみの占める割合が最も多く、排出量の約80%以上を占めています。ごみの減量化を進めていく上では、まず可燃ごみの排出抑制に対する取り組みを重点的に検討する必要があります。

②事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は年々増加傾向にあります。

現在、本町では事業系ごみの排出については、事業者の自己処理責任の原則により、事業者の自主性に任せています。

今後は、事業者の役割と社会的責任を明確にし、事業系ごみの発生抑制や減量化・資源化、分別排出の徹底等について、指導・啓発、情報提供を行い、協力を呼びかけていく必要があります。

③収集・運搬体制の整備

ア. 収集・処理体制の整備

町内で排出される可燃ごみは、ごみステーションによる収集を実施しており、不燃ごみ・資源ごみについては、ごみステーションに併設されたコンテナによ

る回収を実施しています。粗大ごみについては、尾尻町有地において年４回（６・９・１２・３月）コンテナ回収をしており、収集した粗大ごみは許可業者に運搬を委託しています。

④最終処分

一般廃棄物は町に処理責任があり、自区域内処理が原則となっていますが、現在、山梨県内に最終処分場を有しておらず、県外へ搬出し処理していますが、山梨県市町村総合事務組合が整備を進めている（仮称）境川最終処分場（埋立開始予定年度：平成３１年度）最終処分場の受け入れが可能となり次第、搬出をする予定です。

２ ごみ処理基本方針

本町では、「西桂町第５次長期総合計画」の内容を踏まえ、住民の生活スタイルの省資源・省エネルギー型への転換を推進するごみの減量化、資源化や再利用に努め、住民、事業者、行政の連携・協働で取り組む環境共生から、次のように基本理念と基本方針を定めます。

（１）基本理念

近年、一般家庭から排出されるごみは、住民の生活水準及び生活様式の変化などにより減少しつつも多様化の傾向にあります。

また、住民の環境への関心の高まりから、環境保全や省資源・省エネルギーへの対応の必要性がより一層認識され、４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）運動の推進によるごみの減量化により、環境への負荷をできる限り軽減し、限りある資源を有効に利用することが強く求められています。このような状況から、本町では「西桂町第５次長期総合計画」の将来像である「人が輝く、地域が輝くまち にしかつら」を踏まえ、「環境保全・循環型社会の構築」を基本目標として掲げ、ごみ減量と再生資源の利用及び適正処理ができるまちを目指します。

（２）基本方針

上記の基本理念を踏まえて、本町は次の基本方針に従い適正なごみ処理を推進します。

①４Ｒの推進

循環型社会を構築するために、リフューズ（Refuse：不要なものは買わない・ことわる）、リデュース（Reduce：原材料やごみを減らす）、リユース（Reuse：再使用する）、リサイクル（Recycle：再資源化する）を推進します。

②環境に配慮した適正な処理体制の推進

減量化・資源化を行ってもなお廃棄物として排出されるごみについては、処理施設において経済的、技術的に可能な限り資源化を行い、最終的に残ったものについてのみ埋立による最終処分を行います。

また、ごみの処理においては、減量化・資源化のみでなく、CO₂ の削減や処理に係るエネルギーの削減等にも配慮します。

③各主体の連携によるごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

住民、事業者がそれぞれの役割と責任を自覚し、積極的、主体的にごみの発生抑制や減量化・資源化を推進していく体制を整備することが必要です。住民、事業者、行政及び町民団体、NPOなどが連携しながら、ごみ処理やリサイクルに関する情報を十分に共有し、減量化等に対する取り組みを推進していくことが必要です。

また外部から訪れる方々に対しても、町内に余計なごみを持ち込まない、残さないように、協力していただくことが必要です。

3 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 将来人口の見込み

西桂町の人口規模は、現状のまま推移した場合、国立社会保障人口問題研究所の推計では、平成 27 年には 4,355 人、平成 32 年には 4,179 人、平成 37 年には 3,989 人まで減少していくことが見込まれます。

しかし、将来のごみの排出量の前提となる将来人口については、西桂町第 5 次長期総合計画において、平成 27 年には 4,500 人、平成 32 年には 4,450 人を目標値としています。当該計画との整合性を図るため、ごみの計画処理人口については、長期総合計画において見込んだ人口から推計し、平成 31 年度は 4,460 人、平成 36 年度は 4,410 人とします。

(2) 排出抑制及び再生利用に関する目標

今後のごみの排出抑制の目標について、住民1人1日当たりのごみの排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの合計）と、住民1人1日当たりのごみ排出量を指標として用います。

目標値

排出抑制 : 平成25年度のごみ排出量 903g／人・日
(10%減少を目標) 平成36年度のごみ排出量 813g／人・日

資源ごみ : 平成25年度のごみ排出量 5.6% 51g／人・日
(10%を目標) 平成36年度のごみ排出量 10.0% 78g／人・日

表6 計画目標年次のごみ排出量・資源回収率

	平成25年度	平成31年度	平成36年度
処理対象人口	4,670	4,460	4,410
ごみ排出量(t/年)	1,539.06	1,393.94	1,308.94
家庭系ごみ排出量(t/年)	1,475.12	1,330.00	1,245.00
(内家庭排出ごみ(t/年))	1,388.27	1,220.00	1,120.00
(内資源ごみ(t/年))	86.85	110.00	125.00
1人1日ごみ排出量(g/人・日)	902.91	856.28	813.18
家庭系ごみ排出量(g/人・日)	865.40	817.00	773.46
(内家庭排出ごみ(g/人・日))	814.45	749.43	695.80
(内資源ごみ(g/人・日))	50.95	67.57	77.66
事業系ごみ排出量(g/人・日)	37.51	39.28	39.72
リサイクル率(資源回収率) 全体	5.64	7.89	9.55
リサイクル率(資源回収率) 家庭系	5.89	8.27	10.04

なお、事業系ごみの排出量については景況によって増減する要素があるため、最大でも平成25年度実績を上回らないよう、現状維持で予測を行いました。

4 ごみの排出抑制・減量化のための方策に関する事項

(1) 4Rの推進

①ごみの排出抑制のための活動促進

ア．リフューズ（不要なものは買わない・ことわる）

買い物袋を持参してレジ袋を断わったり、過剰包装を断わることで、ごみの減量を図ります。

イ．リデュース（原材料やごみを減らす）

使い捨て商品になるべく買わない、ごみになるようなものを家に持ち込まないことで、ごみの減量を図ります。

<取組み>

- ◆町の広報誌やホームページ、ごみに関する出前講座の開催等により情報提供と周知啓発を行い、ごみを出さないライフスタイルへの移行を促します。
- ◆レジ袋削減・マイバッグの活用を促します。
- ◆使い捨て商品の利用抑制を推進します。
- ◆物を大切にし、長期間使用するよう啓発します。
- ◆生ごみの減量化・資源化を促進するため、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入費用に対して補助金の交付をします。

②再使用の促進と再生品利用の促進

ア．リユース（再使用する）

使えるものをすぐ捨てずに修理したり、不用となったものは、フリーマーケットなどを利用して欲しい人に譲ることで、ごみの減量を図ります。

イ．リサイクル（再資源化する）

不用となった紙、ビン、缶などの資源を分別収集し、資源化します。また、排出されたごみに含まれる資源物を回収します。さらに、リサイクル製品を積極的に利用することで、ごみの減量を図ります。

<取組み>

- ◆ごみを出さない、ものを生かす生活・活動を実践します。
- ◆リサイクル商品や環境に優しい商品の購入(グリーン購入)を推奨するため、啓発活動を行います。
- ◆リユース食器の活用を促します。
- ◆「捨てればごみ、分ければ資源」を合い言葉に、より一層の分別を推進し、町民一人ひとりの協力を呼びかけます。

(2) 普及啓発・環境教育の充実

循環型社会を構築するためには、住民、事業者、行政の全ての主体が環境問題に関心を持ち、実践的な活動に結び付けられるよう、ごみ問題を含めた環境

問題に対する普及啓発・環境教育の充実が必要です。

住民の環境問題への認識を深め、ごみを必要以上に出さない生活への転換を訴えながら、ごみの適正排出が可能となるよう努めます。

また、今後の社会を担っていく子どもたちが、環境問題やごみ処理のあり方について興味・関心を持ち、意識を高められるような働きかけを行うことが必要です。

<取組み>

◆町の広報誌及びホームページ等により、ごみの減量化の取り組みやリサイクルについて啓蒙・啓発活動を進めます。

◆転入者及び希望者に対し、ごみの分け方・出し方を詳しく説明します。

5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみの収集運搬及び処理に関する基本的事項

①収集運搬計画

現行の委託業者と一般廃棄物収集運搬業者を中心とした収集運搬体制を維持することとします。

排出されるごみは再資源化を推進し、より経済的かつ合理的な収集運搬体制の確立を目指します。

収集方法、中間処理等に変更が生じた場合は、その都度、最適な方法を検討し、見直しを図ります。

事業系ごみを収集する許可業者の数が事業系ごみ量に対して、適正なものとなるよう努めます。

②中間処理計画

収集した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、全て富士吉田市環境美化センターで中間処理するものとします。

資源ごみは、再生事業者へ直接販売できるものは回収業者を経由して売却します。

③最終処分計画

富士吉田市環境美化センターで中間処理した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、ごみ処理施設の熔融炉から発生するスラグや固形物等の最終生成物の資源化、又は、山梨県市町村総合事務組合が整備を進めている（仮称）境川最終処分場（埋立開始予定年度：平成31年度）最終処分場への搬出をします。

6 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化

ごみ処理経費の動向を見ながら、指定ごみ袋の有料化を含め経費負担の適正化について検討を行います。

(2) 廃棄物・リサイクル関連法への対応

廃棄物・リサイクル関連法の改正が行われた際、本町は、これらの法制度に対応したごみ処理施策を推進するとともに、住民、事業者への法制度の目的や内容に関する情報提供を行います。

(3) 災害廃棄物対策

災害時におけるごみ処理に関する事項は、「西桂町地域防災計画」に定めています。

(4) 不適正処理・不法投棄対策

近隣市町村のごみ処理の有料化、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法等により、不適正処理・不法投棄が発生しています。

現在、当町も会員となっている富士・東部地域廃棄物対策協議会において、2名の廃棄物監視員がパトロールを行っています。今後、不法投棄が増加する可能性は高いと考えられるため、警察・県とも協力して取締りを強化するとともに、町民に不法投棄の発見・通報の協力を求めています。